

県内各市町の健全化判断比率一覧

(単位: %)

	健全化判断比率			
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	・早期健全化基準: 11.25～15% ・財政再生基準: 20%	・早期健全化基準: 16.25～20% ・財政再生基準: (22決算) 35% (23決算～) 30%	・早期健全化基準: 25% ・財政再生基準: 35%	・早期健全化基準: 350%
大津市	- (11.25)	- (16.25)	▲ 0.5	-
彦根市	- (12.03)	- (17.03)	6.9	56.1
長浜市	- (11.64)	- (16.64)	1.0	-
近江八幡市	- (12.53)	- (17.53)	0.7	-
草津市	- (11.85)	- (16.85)	5.6	-
守山市	- (12.57)	- (17.57)	4.5	-
栗東市	- (12.74)	- (17.74)	11.8	86.4
甲賀市	- (12.03)	- (17.03)	6.3	28.9
野洲市	- (12.91)	- (17.91)	7.7	23.2
湖南市	- (12.89)	- (17.89)	7.9	-
高島市	- (12.63)	- (17.63)	8.7	-
東近江市	- (11.75)	- (16.75)	7.3	-
米原市	- (12.94)	- (17.94)	5.0	-
市平均	-	-	4.3 [5.6]	- [15.0]
日野町	- (14.32)	- (19.32)	6.3	30.2
竜王町	- (15.00)	- (20.00)	5.3	-
愛荘町	- (14.42)	- (19.42)	4.5	29.3
豊郷町	- (15.00)	- (20.00)	0.5	-
甲良町	- (15.00)	- (20.00)	10.3	-
多賀町	- (15.00)	- (20.00)	7.1	31.6
町平均	-	-	5.7 [5.7]	7.2 [15.2]
市町平均	-	-	4.4 [5.6]	- [15.0]

※()内の数値は、各市町の早期健全化基準を表す。

※市平均、町平均、市町平均は各比率を加重平均により求めた数値。

なお、[]内の数値は、単純平均により求めた数値。